

地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業(エネ特会)

778百万円(650百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、政令指定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化防止活動推進センターの指定、地球温暖化防止活動推進員の委嘱が可能となったことから、地球温暖化防止活動推進センター等の取組や地球温暖化防止活動推進員等の取組の支援を拡大する。

2. 事業計画

①地域の普及啓発活動の核となる地球温暖化防止活動推進員及び地域地球温暖化防止活動推進センター職員等に対し、研修を行う。

さらに、地球温暖化防止活動推進員の活動を効果的に推進するため、推進員による支援を求めている学校、事業所、団体等の需要を的確に把握し、ニーズに応じた推進員を派遣するとともに、推進員の活動を評価することにより研修プログラムの改善に努めていく。

②全国地球温暖化防止活動推進センターにおける情報発信及び地域地球温暖化防止活動推進センターが行う普及啓発・広報に係る経費を補助する。

3. 施策の効果

NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を構築する。